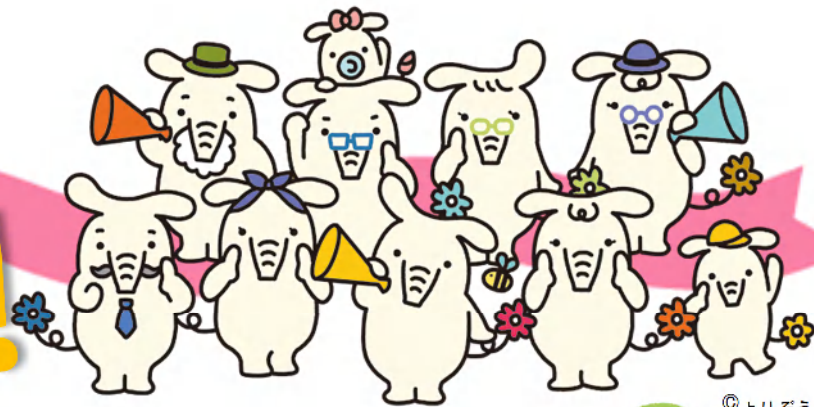


令和7年度

感謝!



©よりぞう

特別金利定期

取扱期間:令和8年2月2日(月)~3月31日(火)

預入期間 **1** 年

預入期間 **3** 年

個人:複利型
法人:単利型
(団体含む)

年 **0.575** %

(税引後 年 0.458%)

年 **0.950** %

(税引後 年 0.757%)

店頭表示金利 (令和8年2月9日現在) 年**0.375**%
(税引後 年 0.298%)

キャンペーン
上乗せ金利 年**0.200**%
(税引後 年 0.159%)

店頭表示金利 (令和8年2月9日現在) 年**0.450**%
(税引後 年 0.358%)

キャンペーン
上乗せ金利 年**0.500**%
(税引後 年 0.398%)

<預入期間> 1年、3年

※個人3年ものは複利型、法人(団体含む)3年ものは単利型となります。

<対象者> 個人、法人(団体含む)

<預入条件> ①10万円以上1,000万円以下

②他金融機関等から預け替えしていただいた新たな資金、または定期積金からの振替にて新しく預け入れいただく場合に限り。 (預入日の前月および当月にJA福山市の普通貯金に預け入れいただいた資金も対象とします。)

<中途解約> 満期日前に解約する場合は、所定の中途解約利率により計算された利息とともに支払います。

◎自動継続とします。継続後の利率は継続時の店頭表示利率となります。◎キャンペーン利率の適用は、初回満期日までとなります。◎金利情勢等によっては、募集期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。◎中途解約された場合は、キャンペーン利率は適用されず、所定の中途解約利率を適用します。◎この商品は貯金保険制度の保護対象です。(元本1,000万円とその利息)◎ご本人さまの確認書類(運転免許証など)とご印鑑をお持ちください。本人確認書類につきましては、JAの窓口にお問い合わせください。◎普通貯金からの振替(新たな資金以外)、定期貯金の再預け入れ・ATM、ネットバンクでのお預け入れは対象外となります。◎他のキャンペーンとの併用はできません。◎個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税(令和19年12月31日までの適用となります。)、法人のお客さまは総合課税となります。

 JA福山市

※お問い合わせ・お申込みはお近くのJA窓口へ。

※広告有効期限/令和8年3月31日(火)

「令和7年度 感謝！！」特別金利定期

(令和8年2月2日現在適用中)

1. 商品名	○自動継続スーパー定期貯金(単利型)	○自動継続スーパー定期貯金(複利型)
2. 愛称	○「令和7年度 感謝！！」特別金利定期	
3. 取扱期間	○令和8年2月2日(月)～令和8年3月31日(火)	
4. 販売対象	○個人 ○他金融機関等から預け替えしていただいた新たな資金、または定期積金からの振替にて新しく預け入れいただく場合に限りです。 (預入日の前月および当月にJA福山市の普通貯金に預け入れいただいた資金も対象とします。) ○普通貯金からの振替(新たな資金以外)、定期貯金の再預け入れ、ATM、ネットバンクでの預け入れは対象外となります。	
5. 期間	○1年	○3年
6. 種類	○自動継続(元金継続または元利金継続)	
7. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○10万円以上1,000万円以下 ○1円単位	
8. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。(預入金額10万円を下回る一部支払いはできません。)
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払時期 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○預入時の約定として、初回満期日まで店頭表示金利に年0.20%を加算した金利を満期日まで適用します。 ○この定期貯金は、満期日に前回と同一期間の自動継続スーパー定期貯金(単利型)に自動的に継続します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。 ○令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ○窓口までお問合せください。	○預入時の約定として、初回満期日まで店頭表示金利に年0.50%を加算した金利を満期日まで適用します。 ○この定期貯金は、満期日に前回と同一期間の自動継続スーパー定期貯金(複利型)に自動的に継続します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ○令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ○窓口までお問合せください。
10. 手数料	-	
11. 付加できる特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のご利用ができます。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。	
12. 中途解約時の取扱い	◇この定期貯金は満期日前解約できません。 やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満…解約日における普通貯金の利率 (2) 6か月以上1年未満…約定利率×20% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	◇この定期貯金は満期日前解約できません。 やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満…解約日における普通貯金の利率 (2) 6か月以上1年未満…約定利率×20% (3) 1年以上2年未満…約定利率×30% (4) 2年以上3年未満…約定利率×40% ただし、(2)から(4)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
13. 貯金保険制度(公的制度)	○保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部貯金課(電話:084-924-2212)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話:082-225-1600)を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申し出いただくか、上記当JA金融共済部貯金課またはJAバンク相談所にお申し出ください。	
15. 個人情報の取扱いに関する重要事項	○当JAは、提供いただいたお客様の下記の個人情報を、以下の目的のため利用いたします。 (利用目的) ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 ○当JAは、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。 ・氏名、住所、電話番号等	
16. その他事項	○金利情勢等によっては、募集期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。 ○通帳式のみのお取扱いとなります。 ○他のキャンペーンとの併用はできません。	

詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

「令和7年度 感謝！！」特別金利定期

(令和8年2月2日現在適用中)

1. 商品名	○自動継続スーパー定期貯金（単利型）
2. 愛称	○「令和7年度 感謝！！」特別金利定期
3. 取扱期間	○令和8年2月2日（月）～令和8年3月31日（火）
4. 販売対象	○法人（団体を含む。） ○他金融機関等から預け替えしていただいた新たな資金、または定期積金からの振替にて新しく預け入れいただく場合に限ります。 （預入日の前月および当月にJA福山市の普通貯金に預け入れいただいた資金も対象とします。） ○普通貯金からの振替（新たな資金以外）、定期貯金の再預け入れ、ATM、ネットバンクでの預け入れは対象外となります。
5. 期間	○1年、3年
6. 種類	○自動継続（元金継続および元利金継続）
7. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○10万円以上1,000万円以下 ○1円単位
8. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○預入期間1年：預入時の約定として、初回満期日まで店頭表示金利に年0.20%を加算した金利を満期日まで適用します。 ○預入期間3年：預入時の約定として、初回満期日まで店頭表示金利に年0.50%を加算した金利を満期日まで適用します。 ○この定期貯金は、満期日に前回と同一期間の自動継続スーパー定期貯金（単利型）に自動的に継続します。 ○預入期間1年ものは満期日以後に一括して支払います。 ○預入期間3年ものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ○付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。 ○総合課税となります。 ○窓口までお問い合わせください。
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	—
12. 中途解約時の取扱い	◇この定期貯金は満期日前解約できません。 やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満… 解約日における普通貯金の利率 (2) 6か月以上1年未満 … 約定利率×20% (3) 1年以上2年未満 … 約定利率×30% (4) 2年以上3年未満 … 約定利率×40% ただし、(2)から(4)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ◇中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
13. 貯金保険制度（公的制度）	○保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部貯金課（電話：084-924-2212）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：082-225-1600）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申し出いただくか、上記当JA金融共済部貯金課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
15. 個人情報の取扱いに関する重要事項	○当JAは、提供いただいたお客様の下記の個人情報を、以下の目的のため利用いたします。 （利用目的） ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 ○当JAは、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。 ・氏名、住所、電話番号等
16. その他事項	○金利情勢等によっては、募集期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。 ○通帳式のみのお取扱いとなります。 ○他のキャンペーンとの併用はできません。

詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。